

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 7 月 30 日

全国健康保険協会福島支部
支部長 遠藤 隆男

1 調達内容

(1) 調達件名

新聞広告等を活用した福島支部事業の広報にかかる業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

新聞・商工会議所会報誌・地方情報誌への、広告掲載業務。詳細については入札説明書及び仕様書による。

(3) 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日(水)まで

(4) 履行場所

受託者が準備する作業場所

(5) 入札方法

入札は各入札単価(小数点第 1 位まで)に各予定数量を乗じて算出された額(算出された額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)の合計額にて行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札判定を行うので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜額を入札書に記載すること。なお、入札書に記載された金額の計算に誤りがある場合は無効となるため注意すること。

2 競争参加資格

- (1)全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
- (2)令和 07・08・09 年度の厚生労働省競争参加資格(全省庁統一参加資格)「役務の提供等」のA、BまたはCの等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3)資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

- (4)経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5)当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6)全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7)厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近1年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (8)損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (9)当協会をはじめとする医療保険者、国・地方公共団体において新聞広告広報の請負実績があること。

3 入札書の提出場所等

- (1)契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒960-8546 福島県福島市栄町 6-6 福島セントランドビル 8F
全国健康保険協会福島支部
電話(代表) 024-523-3915

入札に関する問い合わせ

企画総務グループ 担当:小岩 TEL:024-523-3916

仕様に関する問い合わせ

企画総務グループ 担当:岡部 TEL:024-523-3916

※郵送による仕様書の交付を希望する者は、依頼書のFAX送信により交付依頼を行うこと。なお、入札説明書等の資料は書面での交付のみとする。

- (2)入札説明書・仕様書等の交付期間

令和8年7月30日(木)から令和8年8月14日(金)まで
ただし、土・日・祝日は除く

- (3)入札書の受領期限等

期 限 令和8年8月14日 15時00分
提出場所 全国健康保険協会福島支部
(郵送する場合も、上記日時までに必着とする。)

- (4)開札の日時及び場所

日 時 令和8年8月17日 11時00分
場 所 全国健康保険協会福島支部

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

全額免除とする。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格に関する証明書等を令和 8 年 8 月 14 日 15 時 00 分までに提出しなければならない。

入札者は、開札日の前日までの間において、入札担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会福島支部長が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、全国健康保険協会会計規程第 32 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無

(8) 詳細は入札説明書による。

【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

（1）契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

（2）破産者で復権を得ない者

（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に掲げる者その他これに準ずる者として別に定める者（※）

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

（1）契約の履行にあたり故意に工事製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

（2）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

（3）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（4）監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

（5）正当な理由がなく契約を履行しなかった者

（6）契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

（7）前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させ

ないことができる。

3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

※会計細則第30条(3)で「別に定める者」は以下のとおり。

○暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)

○次に該当する者(将来にわたっても該当しないこと)。

- ・暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ・暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ・自ら又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
- ・暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
- ・役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

○自ら又は第三者を利用して次に該当する行為を行う者

- ・暴力的な要求行為
- ・法的な責任を超えた不当な要求行為
- ・取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ・風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- ・その他準ずる行為

全国健康保険協会倫理規程(一部抜粋)

(退職者による依頼等の規制)

第23条 役職員であった者は、退職後2年間、役職員に対し、当該役職員であった者が退職後にその地位に就いている営利企業等又はその他の営利企業等に対して便宜を図るために職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

【FAX 送信先】

FAX : **024-523-3841**

全国健康保険協会福島支部

企画総務グループ 小岩 行

仕様書等送付依頼書

件名 : 新聞広告等を活用した福島支部事業の広報にかかる業務委託

上記案件に係る仕様書等の送付を希望します。

【送付先】

法人名 : _____

担当者 : _____

住所 : 〒 _____

電話番号 : _____

FAX 番号 : _____